

たかはまこども食堂支援推進協議会 運営規約

(名称)

第1条 当会は、たかはまこども食堂支援推進協議会と称する。

(目的)

第2条 当会は、高浜市内在住の18歳未満のこどもたちが、健全に成長していける環境づくりのために、様々な団体、グループ等が、こどもが一人でも行くことができ、栄養バランスの取れた食事を無料又は安価で提供する食堂（以下、「こども食堂」という。）および高浜市が実施する学習等支援事業の休憩時間内で昼食を提供する活動（以下、「昼食支援活動」という。）を奨励するための補助を行うことを目的とする。

2 前項の目的に賛同する高浜市の市民、企業又は団体等からの寄付を集約するために、当会にこども食堂支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

3 基金は、高浜市の市民、企業または団体等からの寄付金をもって原資とする。

(活動)

第3条 当会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) こども食堂の運営および昼食支援活動の運営に貢献している各種団体、法人、グループなどへの奨励金の交付
- (2) こども食堂を開設した各種団体、法人、グループなどの立ち上げ時にかかった費用に対する補助金（以下、「開設経費補助金」という。）の交付
- (3) 基金への寄付等と呼びかける普及啓発活動
- (4) こども食堂や昼食支援活動を担う団体の調整や交流を支援するための活動
- (5) その他、目的の達成のために必要な活動

(設立日)

第4条 当会の設立日は、平成28年4月1日とする。

(事務局)

第5条 事務局は、会長と副会長で協議の上、決定した団体に置く。なお、事務局を本会の住所地とする。

住所地：〒456-0006

愛知県名古屋市熱田区沢下町8-5 愛知私学会館東館3階
NPO 法人アスクネット内

(会員)

第6条 当会の会員は、高浜市内においてこども食堂および昼食支援活動を運営する団体を支援する個人又は団体をもって組織する。

- 2 当会の目的に賛同し、支援協力ができる者については、会長の承認のもと会員となることができる。

(役員)

第7条 当会に下記の役員を置く。

会長 1名

副会長 1名

監事 2名

- 2 役員は、運営委員会において選出する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員は、その任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは引き続きその職務を行う。

(代表)

第9条 会長は会を代表し、円滑な会務に努める。副会長は会長を補佐し、会長が欠員の時は会長の職務を遂行する。

(運営委員会)

第10条 当会は、当会の運営及び基金の管理を円滑に行うため、会長が年1回以上会員を招集して運営委員会を開催するものとし、会長は議長を務める。

- 2 会長が出席できないときは、副会長が議長を務める。
- 3 運営委員会の決議は、出席した会員の多数決によって決める。同数の場合は、議長の決定を優先する。

(事務・会計)

第11条 事務局は、当会の活動が円滑に遂行するために必要な事務を行う。会長は、事務副会長と協議した上で、事務の一部を第三者に委託することができる。

- 2 当会の会計は、事務局の事務担当者が処理する。
- 3 当会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 4 監事は、当会の会計を監査する。

(活用)

第12条 基金は、当会の活動に係る経費に充当する。

(解散)

第13条 当会は、基本財産の滅失その他の事由による当会の目的である事業の成功の不能、その他の事由によって解散する。

2 当会が解散した場合における残余財産は、運営委員会による決議を経て、高浜市内で活動する非営利団体に寄付する。寄付先については、運営委員会が決定する。

(規約改正)

第14条 本会の運営に規約改正が必要な場合は、運営委員会の決議を経て、定める。

(その他)

第15条 この規約に定めることのほか、運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 当会の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時会長

春田 とし子

設立時副会長

毛受 芳高

設立時監事

安蒜 丈範

2 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

3 この規約は、平成29年1月1日に一部改正した。

4 この規約は、平成30年4月1日に一部改正した。

5 当会の名称は、令和6年4月1日に「たかはま子ども食堂支援推進協議会」から「たかはまこども食堂支援推進協議会」に変更した。

6 この規約は、令和6年4月1日に一部改正した。

7 この規約は、令和8年4月1日に一部改正した。